

副市長・総務担当部長会議

平成27年1月29日（木）

於：長野県自治会館 2階「大会議室」

長野県市長会

会 議 次 第

1 開 会

2 あ い さ つ

3 来 賓 あ い さ つ

4 新 任 副 市 長 紹 介

5 座 長 選 出

6 議 事

- (1) 各 市 提 出 議 題
- (2) 事 務 局 提 出 議 題
- (3) そ の 他

7 県 施 策 説 明

- ・ 第42回（平成30年度）全国高等学校総合文化祭の開催について

8 平 成 27 年 度 市 町 村 職 員 研 修 事 業 に つ い て

9 閉 会

出席者名簿

長野県

企画振興部 市町村課	課長	堀内昭英	課長補佐兼 行政係長	山田明子
	行政係 担当係長	松山順一	行政係主事	山浦翔

市

市名	職名	氏名	職名	氏名
長野市	副市長	黒田和彦	企画政策部長	市川専一郎
松本市	副市長	坪田明男	政策部長	大石幹也
上田市	副市長	井上晴樹	総務部長	武井繁樹
岡谷市	副市長	中田富雄	総務部長	小口道生
飯田市	副市長	佐藤健	総務部長	小池永利
諏訪市	副市長	上原哲夫	総務部長	平林隆夫
須坂市	副市長	中澤正直	総務部長	古平幸正
小諸市	副市長	小出幸男	総務部長	小西健喜
伊那市	副市長	林俊宏	総務部長	篠田貞行
駒ヶ根市	副市長	堀内秀	総務部長	原好尚
中野市	副市長	横田清一	経済部長	小林俊幸
大町市	副市長	吉澤義雄	総務部長	勝野稔
飯山市	副市長	月岡寿男	総務部長	稲生孝
茅野市	副市長	立石良忠	企画総務部長	樋口尚宏
塩尻市	副市長	米窪健一朗	総務部長	高木仁樹
佐久市	副市長	小池茂見	総務部長	花里英一
千曲市	副市長	山本高明	総務部長	小林好武
東御市	副市長	田丸基廣	総務部長	掛川卓男
安曇野市	副市長	村上広志	秘書広報課 課長補佐	平林洋一
事務局	局長	市川武二	次長	藤森誠

議 題 目 次

I 各市提出議題

- 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ……17 議題
- 【改善を求めるもの】 …… (2 議題)
- 1 鉄道駅のバリアフリー化に伴う県補助制度の見直しについて (長野市)
- 2 個人番号カードの交付方法の再検討について (松本市)
- 【拡充を求めるもの】 …… (15 議題)
- 3 地域公共交通を維持するための安定的な財源確保について (長野市)
- 4 地域公共交通の維持事業に係る国の補助要件の拡充について (安曇野市)
- 5 マイナンバー制度の「個人番号カード」の多目的利用に要する経費に対する特別交付税措置の継続について (上田市)
- 6 社会保障・税番号制度のシステム整備に関する財政支援について (岡谷市・諏訪市・茅野市)
- 7 国民健康保険制度改革の早期実現及び財政支援の継続的な拡充について (上田市・須坂市・塩尻市)
- 8 安定的な看護師等の確保に必要な環境の充実について (岡谷市)
- 9 子宮頸がん検診の相互乗り入れ制度の導入について (千曲市)
- 10 太陽光発電設備設置に係るルールの制定について (伊那市)
- 11 経営所得安定対策「ナラシ移行のための円滑化対策 (26 年産限り)」の継続について (安曇野市)
- 12 地域水利ストックマネジメント事業の受益者負担の軽減について (中野市)
- 13 農地情報公開システムによる農地台帳情報のインターネットでの公表事項と手数料の徴収について (中野市)

- 14 県産材の利用促進及び木質バイオマスの需要拡大による地域循環型社会の更なる推進について (塩尻市)
- 15 高速道路通行料金の割引制度の復活(拡大)について (大町市)
- 16 国土交通省の高性能レーダシステム「XRAIN(エクストレイン)」の観測エリアの拡大、または、それに代わる高性能観測体制の構築について (須坂市)
- 17 克雪住宅普及促進事業補助金の補助対象の拡大について (飯山市)
- 新たな施策の要望又は提案を求めるもの … 2 議題
【新たな施策の要望を求めるもの】 … (2 議題)
- 18 公的病院への助成に関する特別交付税措置に代わる新たな助成措置について (飯山市)
- 19 一般廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)に係る相互応援体制の確立について (小諸市)
- 特に市町村への財政支援策等を求めるもの … 2 議題
- 20 国の循環型社会形成推進交付金による市町村の財政支援について (長野市他6市)
- 21 高速道路に架かる跨道橋・水路橋の点検、修繕に対する支援について (伊那市)

II 事務局提出議題

1 報告事項

- (1) 平成27年度長野県市長会事業計画（案）について 資料1
- (2) 平成27年度長野県市長会歳入歳出予算（案）について 資料2

2 その他

- ・全国市長会・全国都市職員災害共済会の保険事業について 資料3

III 県施策説明

- ・第42回（平成30年度）全国高等学校総合文化祭の開催について 資料4
長野県教育委員会事務局教育次長 青木 弘

IV 平成27年度市町村職員研修事業について

- ・平成27年度市町村職員研修事業について 資料5
長野県市町村職員研修センター所長 小須田 幸一

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（改善を求めるもの）

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	総務省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	2 個人番号カードの交付方法の再検討について		
提案市	松本市		
提案要旨	<p>総務省が示す個人番号カードの交付方法は、住民が必ず一度は市区町村の窓口に来なければならず、交付手続きも煩雑で、交付率の低下が考えられる。住民の負担を軽減し、窓口の手続きも簡便な方法になるよう、再検討を要望する。</p>		
提案理由	<p>総務省が個人番号カードの交付方法として示す「市区町村における個人番号カードの交付業務フロー」は、住民が個人番号カードの交付を受ける場合、必ず一度は市区町村の窓口に来なければならず、その際の交付手続きも本人確認書類、通知カード等を持参し、暗証番号を設定する等煩雑で、高齢者、身体障害者等の負担が大きい。また、この手続きを行う市区町村窓口の負担も大きく、個人番号カードの交付率の低下が懸念される。</p> <p>住民の負担を軽減し窓口に来なくても済むようにするため、住民に配慮した簡便な手続きと交付方法について、市区町村と協議のうえ再検討を要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>総務省が示す交付方法は、必ず一度は市区町村の窓口で煩雑な手続きが必要になり、高齢者や身体障害者等の負担が大きく、交付率の低下が懸念されることが課題となる。</p>		
関係法令	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）		

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（拡充を求めるもの）

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 再提案	(. . 第 回総会 ; 市)																	
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの		分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教																
	<input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの			<input type="checkbox"/> 社会環境																
	<input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注			<input type="checkbox"/> 経済																
	<input type="checkbox"/> その他 ()			<input type="checkbox"/> 建設																
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	国土交通省																	
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局																		
	<input type="checkbox"/> その他	名称																		
件名	4 地域公共交通の維持事業に係る国の補助要件の拡充について																			
提案市	安曇野市																			
提案要旨	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の対象系統の運行の用に供する車両の購入に伴い、現行の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の改正を要望する。																			
提案理由	<p>国の車両減価償却費等国庫補助金の対象車両は、現在の制度では地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金等の対象系統の運行の用に供する定員11名以上の車両となっている。</p> <p>安曇野市では、地域間幹線系統バス路線に接続する市内全域において戸口から目的地まで円滑に移動できる乗合タクシーを運行している。</p> <p>利用者の大半は高齢者などの交通弱者で、古くからの集落や中山間地域など幅員の狭い道路が多い地域に住居をもつ方が多いため、小回りの利く車両の活用が望ましい。</p> <p>さらに、定員11名以上の車両は中型二種運転免許が必要であることから運行事業者による雇用の確保も困難な状況にある。</p> <p>よって、地域の実情等に合わせた補助の拡充を要望する。</p>																			
現況及び課題等	<p>安曇野市における運行車両</p> <table border="1"> <tr> <td>乗車定員数</td> <td>12名</td> <td>8名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>7台</td> <td>6台</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>更新時購入金額概算</td> <td>28,434,000円</td> <td>23,988,000円</td> <td>10,992,000円</td> </tr> <tr> <td>更新時補助金額概算</td> <td>14,217,000円</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </table> <p>※別にバリアフリー化として補助対象となるものがある。</p>				乗車定員数	12名	8名	4名	台数	7台	6台	3台	更新時購入金額概算	28,434,000円	23,988,000円	10,992,000円	更新時補助金額概算	14,217,000円	なし	なし
乗車定員数	12名	8名	4名																	
台数	7台	6台	3台																	
更新時購入金額概算	28,434,000円	23,988,000円	10,992,000円																	
更新時補助金額概算	14,217,000円	なし	なし																	
関係法令	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱																			

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<p>提案3市については、基幹系システムを諏訪広域で共同利用をしており、他の制度改正時と同様に今回も共同でシステム改修等の整備に取り組んでいる。</p> <p>今年度（H26）については、必要な補助申請を済ませ、交付決定を受けているところであるが、厚生労働省分の補助制度には当初示された想定事業費に比べてかなり低い額の上限（基準額）が設けられおり、当初予定をしていなかった新たな財政負担を生じる可能性があった。</p> <p>また、来年度（H27）は更に事業規模が増大するため、現行のまま改善されないとすると、現時点で既に業者の見積額との乖離が大きく、更なる市町村の財政負担が見込まれている。</p> <p>なお、未だに国から基準額等の詳しい算出根拠が示されていないため、業者等との対応に苦慮している。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係法令</p>	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱</p>

(説明資料)

【提案理由】

◇地域の安全安心を確保していくためには、高齢化の進展や医療の専門化などにより、増加する医療や介護サービスの需要量を満たせるだけの看護師数の確保が必要。しかし、現状では、看護師の地域偏在や大規模病院への集中などにより、必要数の看護師確保が難しい地域や医療介護機関が存在している。

また、これからの少子化・人口減少に伴う生産年齢人口の減少は、職種を問わず、なり手が不足することになり、そうした中でも、看護師を安定的に確保していかななくてはならない。看護師を確保し続けていくためには、看護師の絶対量を増やす＝新規の看護師を創出していくこと、養成した看護師の県外流出を防ぐことが課題となる。

【提案要旨】

- ① 看護師等養成所への支援として
 - i : 教員養成講習会の定期開催
 - ii : eラーニング導入の検討
- ② 県修学資金貸与制度の充実として
 - iii : 修学資金の増額
 - iv : 支給決定期間の短縮

【現況・課題等】

i : 看護師の養成を行う養成所（看護専門学校）で抱える大きな課題は「専任教員の育成」であり、教員の育成には、専門講習会の受講が必要となる。講習会は受講期間が長く（8～10ヶ月程度）、東京などでは毎年開催されるが、長野県では数年に1回程度であるため、育児や介護などの理由から、県外への長期間にわたる講習の受講者の確保が難しい。長野県内での講習会開催は4～5年に1度が目安とされるが、長期計画がないため、養成所においては教員育成計画を作ることができない（県外の講習会は、申し込めば必ず受講できるものではないため）。

※平成24年度に長野県で養成講習会を開催（長野県看護協会へ委託）

ii : 専任教員となるためには、5年以上の臨床経験が必要であるため、27歳以上の看護師が対象となる。教員養成の対象者は、結婚・育児等により、長期間の受講ができないことが多いため、OA機器を活用したeラーニングの導入により、家庭等との両立を図る工夫が必要となる。

定期的な講習会の開催とeラーニングを組み合わせることで、教員の育成を確実に安定して行うことが可能となる。

iii : 奨学金制度を持つ病院では、月額5～10万円の奨学金を支給している。自前の奨学金制度を持ってない医療・介護機関等への就業を進めていくためには、また人材の県外流出を防

ぐためには、奨学金の増額は欠かせない。

○平成 25 年度に養成所を卒業した新規看護師の就業状況

卒業者数		看護師として就業	うち県内就業者数
3年 課程	全国	22,597 人	20,817 人 (対就業者数)
	長野県	383 人	360 人(94%) 337 人(93.6%)
2年 課程	全国	9,472 人	8,470 人
	長野県	76 人	70 人(92.1%) 68 人(97.1%)
合計	全国	32,069 人	29,287 人
	長野県	459 人	430 人(93.7%) 405 人(94.2%)

※平成 22 年度の県内の看護師就業者数…18,060 人 (H12 年度の 1.4 倍)

※平成 12 年度の県内の看護師就業者数…12,733 人

※参考：保健師は H12 が 1,096 人、H22 が 1,333 人 (1.2 倍)

○県内看護師の就業場所 (H22 年度)

病院	診療所	訪問看護	介護施設	社福施設	その他	合計
12,861 人	1,963 人	629 人	1,724 人	255 人	628 人	18,060 人
71.2%	10.9%		9.5%			

○長野県看護職員修学資金の貸与の状況

	入学者数	新規貸与者
平成 24 年度	706 人	90 人 (12.7%)
平成 25 年度	693 人	73 人 (10.5%)

※入学者数＝新規貸与対象者数は保健師、助産師、看護師、准看護師学校の入学者数

○長野県看護職員修学資金の対象及び貸与額

対象	設置者	月額
保健師・助産師 看護師	公立	32,000 円
	民間立	36,000 円
准看護師	民間立	21,000 円
大学院		83,000 円

iv：支給決定期間の大幅短縮（学校の納期限に近づける）

- ・入学金や授業料などの納期限と県奨学金の支給時期の乖離が大きく、必要な時期に必要な金額が支給されないことから、支給決定までの期間短縮が必要

※現在、支給申請から決定まで約5ヶ月かかっている（H26は9/3付けで決定）

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（拡充を求めるもの）

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教
	<input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの		<input checked="" type="checkbox"/> 社会環境
	<input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注}		<input type="checkbox"/> 経済
	<input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	健康福祉部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	9 子宮頸がん検診の相互乗り入れ制度の導入について		
提案市	千曲市		
提案要旨	子宮頸がん検診について、がん検診推進事業のように検診の相互乗り入れ制度の導入を要望する。		
提案理由	がん検診推進事業で子宮がん検診を市外の医療機関で実施した住民の方から、翌年以降もその医療機関において子宮がん検診が受診できるよう要望がある。 受診率向上と住民サービス向上のためにも導入が必要と考える。		
現況及び課題等	千曲市では、検診車による集団検診と個別検診を実施しているが、個別検診の実施機関は市内で1件のみで、子宮頸がんの受診率は10%台と低い状況である。 また、出産も市外の産科で出産されていることや職場が市外の女性にとっては、市外での検診医療機関において受診できる相互乗り入れ制度を整備することが必要である。		
関係法令	がん対策基本法		

<p>現況及び課題等</p>	<p>太陽光発電設備は、建築基準法による工作物から除外されており、土砂災害警戒区域や土石流危険渓流などへ設置が可能なため、災害を心配する声がある。また、降雨時の傾斜地における雨水や土砂の流出も懸念されている。</p> <p>近隣住民は反射光や電磁波なども心配しており、説明が無いまま設置されてしまうと心理的にも不安になる。</p> <p>大規模な発電設備の設置は大手企業や都市部の企業が事業を実施していることが多く、利益が地元に還元されない状況であり、地域の財産である再生可能エネルギーの恩恵を地域に還元できる仕組みの構築も必要であると考えます。</p>
<p>関係法令</p>	<p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 建築基準法 土砂災害防止法 環境影響評価法 長野県環境評価条例 環境基本法 長野県環境基本条例</p>

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（拡充を求めるもの）

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他（ ）		分野 <input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
	要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 農林水産省 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名 称	
件名	11 経営所得安定対策「ナラシ移行のための円滑化対策（26年産限り）」の継続について		
提案市	安曇野市		
提案要旨	<p>国の経営所得安定対策「米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）」に加入できない農家に対し、26年産限りではあるが、「ナラシ移行のための円滑化対策」が設けられている。ナラシ対策に加入できる「認定農業者」や「集落営農組織」等以外の小規模農家を救い、農村集落を維持するため「ナラシ移行のための円滑化対策」の継続を要望する。</p>		
提案理由	<p>26年産県産米の作況指数は「96：やや不良」と生産量が落ち込む中、全国的な低米価により農家収入の落ち込みは必至である。27年以降ナラシ対策に加入できない小規模農家等を救い、農村機能を堅持させるため、円滑化対策の継続を提案する。</p>		
現況及び課題等	<p>国の新たな農業・農村政策により担い手（認定農業者・集落営農等）への農地利用集積・集約化を進める中、ナラシ対策への移行期間として26年産に限り「円滑化対策」制度があるが、移行期間が短い為、担い手等へ移行しきれていないのが現状だ。この状況で27年産以降の米価が低下した場合、小規模農家（ナラシ非加入）等の収入減少は明らかで、農村としての機能低下が予想される。</p> <p><安曇野市の状況：26年産> ナラシ対策対象面積：1,107ha 同対象農家数：107戸（集落営農は1戸でカウント） 円滑化対策対象面積：1,199ha 同対象農家数：2,292戸</p> <p>※「ナラシ対策」とは、当年産の販売収入（米・麦・大豆）の合計額が標準的収入を下回った場合、その差額の9割を国が3、農家積立が1の割合で補てんする。 （26年産対象者は4ha以上の認定農業者と20ha以上の集落営農組織）</p> <p>※「ナラシ移行のための円滑化対策」とは、ナラシ対策で米の補てんが行われる場合、米の標準的収入額と当年産の収入額との差額分9割の内、国費相当分の1/2（差額分の33.75%）が交付される。</p>		
関係法令	経営所得安定対策等実施要綱		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<p>今年度中に農地台帳を整備し、本年4月1日から、窓口での公表のほか、インターネットでの記録事項の公表と、農地中間管理機構へ記録事項を提供することとなっている。</p> <p>全国農業会議所では整備した農地台帳の公表項目の情報の他に、世帯員、就業、就学、販売収入、所得、資金借入、全ての不動産、補助金受領、権利名義人等の個人情報を収集、管理することになる。</p> <p>個人情報の保護の観点から、インターネットでの記録事項の公表は、情報漏えいなどの事故が懸念され、また事故発生の際の責任の所在が不明確である。</p> <p>また、市町村での窓口公表の場合は、手数料を徴収するが、農地情報公開システムによるインターネットでの公表の場合は手数料を徴収しないことになっているため、窓口との整合性に欠けている。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係法令</p>	<p>農地法第52条の2 農地台帳の作成</p> <p>第52条の3 農地台帳及び農地に関する地図の公表</p> <p>個人情報の保護に関する法律</p>

<p>現況及び課題等</p>	<p>XRAINは、既存レーダと比較し、最少観測面積が1kmメッシュから250mメッシュに、観測周期は、5分から1分に、配信に要する時間も5～10分が1～2分にと、現行の気象レーダより高分解能、高頻度で観測ができる。しかし、本レーダの観測地域は都市部が中心で、長野県は県境に接する市町村の一部に限られ、その殆どが観測対象外となっている。</p> <p>長野県は、隣県も含め長野県に影響を及ぼす火山が複数あり、大地震による災害復旧現場があり、脆弱性を持つ地域があること。また、土砂災害危険箇所が多いこと、観光地が多く交流人口が多いことを、国に強く働きかける必要があると考える。</p>
<p>関係法令</p>	

<p>現況及び課題等</p>	<p>平成26年度 克雪住宅普及促進事業 実績</p> <p>(克雪化の補助対象工事費の平均)</p> <p>融雪屋根改修 4件 平均対象工事費 2,800千円/戸</p> <p>自然落雪式屋根改修 19件 平均対象工事費 2,100千円/戸</p> <p>自然落雪式屋根への改修工事であっても多額の工事費を要するため、現状では個々に掛る負担が重く全体への普及が難しい状況となっている。</p>
<p>関係法令</p>	<p>克雪住宅普及促進事業補助金交付要綱</p> <p>飯山市住宅屋根克雪化事業補助金交付要綱</p>

○新たな施策の要望又は提案を求めるもの（要望を求めるもの）

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の <u>要望</u> 又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	環境部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	19 一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）に係る相互応援体制の確立について		
提案市	小諸市		
提案要旨	<p>災害時においては、平成8年に締結した「長野県市町村災害時相互応援協定書」の第3条（1）エ「ごみ、し尿処理のための車両及び施設」について応援内容が定められている。</p> <p>しかし、災害以外での施設の故障や事故、改修などで処理能力が著しく低下した場合における応援協定等は締結されていない。</p> <p>県の先導により、県内一般廃棄物処理施設の相互応援体制づくりを強く要望する。</p>		
提案理由	<p>一般廃棄物処理施設の建設事業は、地元合意の問題等により計画どおりに事業が進まず、施設の老朽化が進むなか延命化工事などを行ない運営している市（組合）が、複数存在している現状がある。</p> <p>施設の故障等により処理能力が著しく低下してしまった際を想定し、県内処理施設の相互応援体制づくりが急務である。</p>		
現況及び課題等	<p>相互応援協定の締結については、施設を運営している市（組合）ごとに協定を結ぶことは不効率であるとともに、潜在化している地元同意の問題が表面化し、協定が締結できない事も想定される。</p> <p>県に先導していただき、県内の全ての施設が同時に協定を締結することとなれば、地元への説明も容易となり、理解を得られるものと考えます。</p>		
関係法令			

<p>現況及び課題等</p>	<p>(長野広域連合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長野広域連合では、平成30年度の稼働を目標に、ごみ焼却施設2施設（長野市・千曲市）、最終処分場1施設（須坂市）を整備する計画を進めている。 ・ 長野市に計画するごみ焼却施設は、建設地元区に対し協力を要請して以来、約7年の長きに亘り、地元協議や説明会等、多大な労力を費やし、ようやく平成25年3月に地元区と建設に関する協定を締結し、建設同意に至ったが、現施設の老朽化から早急に施設整備を進める必要がある状況である。 <p>現在、発注に向けて事業者選定を進めており、平成27年7月に事業者を決定し、整備工事に着手するが、計画した財源が確保されないと、工事の実施に与える影響が懸念される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体工事に対する交付金が削減された場合、本市のみならず長野広域連合を構成する全ての市町村の財政運営に重大な影響を及ぼすことになる。 <p>(湖周行政事務組合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 稼働していた岡谷市の焼却施設を解体した跡地に昨年9月から広域焼却施設の建設が始まっており、建設期間中は岡谷市のごみ処理を諏訪市、下諏訪町等へ委託しているため、事業の遅延は許されない。加えてインフレスライド条項の適用に伴う工事費の増も構成市町の財政を圧迫している。 ・ 交付金の圧縮は事業の遅延のみでなく、構成市町の行財政全体の運営に重大な影響を及ぼすこととなる。 <p>(上伊那広域連合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上伊那広域連合（8市町村）が伊那市に計画する「ごみ焼却施設」は、候補地決定以来これまでに7年をかけて、ようやく建設同意にこぎつけた。 ・ 今後、平成30年度中の稼働を目標に事業者選定、施設建設へと進める計画であるが、当該交付金に係る国の平成27年度当初予算では、要望額の3分の1程度といった大変厳しい状況が予想されている。 ・ 当該交付金の削減は、構成市町村の財政に重大な影響を及ぼすとともに、予算の確保ができないことによる事業の遅れは、市民の安全安心の確保ができないことばかりか、地元との新たな調整が必要となる。
<p>関係法令</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金要綱</p>

○特に市町村への財政支援策等を求めるもの

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (26・4・18 第134回総会；駒ヶ根市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	国土交通省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input checked="" type="checkbox"/> その他	名称	高速道路会社
件名	21 高速道路に架かる跨道橋・水路橋の点検、修繕に対する支援について		
提案市	伊那市		
提案要旨	<p>高速道路に架かる跨道橋・水路橋の点検、修繕については、地方自治体の負担が大きいため、国又は高速道路管理者の責任において、対策を進めるための支援を要望する。</p>		
提案理由	<p>橋梁の中でも高速道路に架かる跨道橋などは、建設から約40年が経過し跨道橋を原因とした事故が発生すると社会経済に及ぼす影響が多岐であり、市町村道における長寿命化対策を求められる中、自治体独自で修繕、点検を進めるには負担が大きく実施が遅れるため。</p>		
現況及び課題等	<p>伊那市の中央道に架かる跨道橋は、19橋あり水路橋を含めると23橋ある。跨道橋については昭和46年に建設され現在40年以上を経過し老朽化が進んでいる。23橋を短期間に修繕を行うことは財政負担の面からも無理である。</p> <p>近年、コンクリートの剥離など通行に対し大きな影響のある損傷も確認されており、緊急な対応が必要な状況である。</p> <p>中央道の跨道橋の点検・工事の実施については、それぞれ交通規制を伴い、多額の事業費（規制費を含み）が見込まれ、市町村道の管理者である市町村の財政を圧迫すると考える。</p> <p>また、5年に1回の点検が省令・告示で規定され、調査においても近接目視による実施が必要となり、さらに大きな財政負担が必要となっている。</p> <p>よって国又は高速道路管理者の責任において、対策を進めるための支援を要望する。</p>		
法令関係	道路法42条 道路法施行令35条の2		